【送付先】鳥取県　商工労働部　雇用人材局　雇用・働き方政策課　あて

ファクシミリ：０８５７－２６－８１６９　電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

**「働きやすい職場づくり・人材活用促進」に係る相談申込書**

**（兼雇用・働き方政策課相談受付票）**

申込日：令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 社名 |  | | | 代表者 |  | | | |
| 業種 |  | | | 担当者 |  | | | |
| 所在地 | 〒　　　- | | | 資本金 | 万円 | | 従業員数 | 名 |
| 電話 |  | | メール又はファックス | | |  | | |
| 顧問又は希望の専門家 | | 無　　・　　有（職：　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　） | | | | | | |
| 男女共同参画推進企業 | | 認定済　・　未認定（今後申請予定）　・　未認定（申請予定なし） | | | | | | |
| 支援の期限の有無 | | 無 ・ 有（時期：　　　　　　　　　理由：　　　　　　　　　　） | | | | | | |

就業規則等の作成・改正（社会保険労務士）

**希望する相談・支援**（**(1)～(14)**の**いずれか**に○又は✔チェックマークを付けてください。）

**相談の内容**（該当する番号**全て**に○又は✔チェックマークを付けてください。）

|  |
| --- |
| ＜就業規則の有無＞　□あり（最終改正　　　年　　月）　□なし  ＜改正希望内容＞　　□新規作成・全面改正　　　　　　　□一部改正 |

※寄せられた相談内容及び改善の取組については、今後、働き方改革を進める上での施策検討の参考や、県内企業への普及啓発に活用にさせていただくため、情報提供をお願いすることがあります。また、支援を担当する関係機関に情報を提供する場合があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **(1)** 鳥取県男女共同参画推進企業認定に係る就業規則の作成・改正 |  | **(8)**雇用シェア（在籍型出向）の支援 |
|  | **(2)** 有給休暇の半日単位、時間単位取得の導入 |  | **(9)**病気等を治療している者の雇用促進に向けた取組（勤務時間・休暇の配慮等） |
|  | **(3)** フレックスタイム制度、短時間勤務制度、変形労働時間制等の導入 |  | **(10)** 法令で定める以外の独自の休暇制度の創設（ドナー休暇、ボランティア休暇、自己啓発休暇等） |
|  | **(4）** 勤務間インターバル制度の導入 |  | **(11)** 高齢者の雇用促進に向けた取組（定年延長、昇給等の処遇改善等） |
|  | **(5)** 在宅勤務、テレワーク等の導入 |  | **(12)** 障がい者の雇用促進に向けた取組（障がいに配慮した勤務時間の設定等） |
|  | **(6)** 兼業・副業の許可 |  | **(13)** 外国人材の適切な雇用に向けた取組（寄宿舎規則の作成、思想信条に合わせた就業時間の設定等） |
|  | **(7)** 非正規・正規労働者の不合理な待遇の解消に向けた取組（処遇に関する規程の見直し等） |  | **(14)** その他就業規則等に関する相談  （内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
|  | | | |
| 上に当てはまらない相談事項、具体的な相談事項があれば記入してください（別紙でも可）。 | | | |

鳥取県内中小企業のくるみん認定申請等支援希望の有無（どちらかに○をつけてください）　有　・　無

鳥取県内の企業に対し、国が子育てサポート企業として認定する「くるみん」の取得及び子育てしやすい職場づくりの目標を定める「一般事業主行動計画」の策定、改定等を社会保険労務士が支援します。支援を希望される場合は、併せてとっとり電子申請サービスからお申込みをお願いします。

　（詳細は商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/316005.htm）を

ご覧ください）